

# 粉じん計の較正のご案内

## I 粉じん計の較正について

公益社団法人日本作業環境測定協会は、労働安全衛生法に基づく粉じん障害防止規則第26条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた相対濃度計（粉じん計）の登録較正機関です。較正申請によりお預かりした粉じん計は次の流れで較正等を実施し、国が定める較正基準を満たした粉じん計に対して較正証を発行してお返ししております。

### ・当協会における粉じん計の較正の流れ

#### 1. 較正申請者からの較正申請書受理

申請に対して必要書類等の確認等を行い受付いたします。

#### 2. 粉じん計の受け入れ検査

お預かりした粉じん計の現状を外観検査、動作確認等を行い確認します。

#### 3. 整備の実施（新品較正時は除く）

様々な条件下で使用されていた粉じん計は、外観検査、動作確認だけでは把握しきれない機械内部の汚れ、部品の破損、故障等が生じている可能性があります。不具合があるままでは較正を実施しても、国が定める較正基準を満たすことができない可能性があります。また、粉じん計の機器としての一定の機能の維持管理とこれを用いた測定の精度管理の観点から、較正実施前に、原則として新品を除くすべての粉じん計について整備を実施しております。

#### 4. 較正の実施

国の定めた較正基準に基づき較正を実施します。

（参考）相対濃度指示方法による測定機器の較正基準について（平成21年3月31日付け基発第0331041号） <http://joshrc.org/~open/files2008/20090331-035.pdf>

#### 5. 返却時確認作業

較正実施後、最終的な動作確認等を行います。

#### 6. 返 却

粉じん計本体に較正を受けたことを証する較正シールを貼り付けたうえで、較正証等必要書類を整えお返しいたします。

## II 粉じん計の定期的な較正を行えば次の1~8に示したメリットがあります。

1. 相対感度が安定し、測定の精度がよくなります。

2. 粉じん計の汚れが原因のバックグラウンド値の増加がなくなります。

3. 電子回路の劣化等を早く見つけられます。

4. 作業環境測定特例許可（粉じん障害防止規則第26条第3項）を受けた場合で、当該単位作業場所についての質量濃度変換係数を求めたとき又は厚生労働省労働基準局長がその数値を公表しているときは、粉じん計のみで測定できます。また、これにより第2種作業環境測定士だけで測定が可能です（この場合、粉じん計は1年以内ごとに1回、定期的に較正を行う必要があります）。

5. 当協会が校正を受けた粉じん計は、喫煙対策のために実施する粉じん濃度測定では、一部の粉じん計に関して、公表された質量濃度変換係数（*K*値）をそのまま使用できるので、併行測定が必要ありません。

（参考） 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について（平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号）

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki\\_junkyoku/0000085286.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000085286.pdf)

6. 当協会が校正を受けた粉じん計のうち、下記参考 1 から 4 により、ずい道等建設工事における換気の実施等の効果の確認のための粉じん濃度測定において、公表されている質量濃度変換係数（*K*値）又は併行測定の実施若しくは過去に得られたデータの活用等により、当該粉じんに対してあらかじめ定めた *K* 値をそのまま使用できます。

（参考） 1. ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について〈平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 別添 1〉）

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

2. 粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について（平成 20 年 2 月 26 日付け基発 0226006 号） <http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-14-1-0.htm>

3. 作業環境測定基準の一部を改正する告示等の施行等について（平成 23 年 3 月 29 日付け基発第 0329 第 28 号） <http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-52/hor1-52-16-1-0.htm>

4. ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について（平成 29 年 6 月 21 日付け基発 0621 第 32 号） <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T170626K0020.pdf>

7. 作業環境測定の結果報告書に粉じん計校正証番号を記載することにより、精度保証が可能となります。また、必要があれば、別途申請によりトレーサビリティ証明書を発行します。

8. 当協会発行の粉じん計整備手帳により、粉じん計の整備状況が把握できます。

### Ⅲ 現在（公社）日本作業環境測定協会が校正を行っている粉じん計は、

次の機種<sup>※1</sup>があります。（※1 メーカー標準仕様の粉じん計に限ります）

| 測定原理の別    | 粉じん計のメーカー及び型式  |              |
|-----------|--|--------------|
|           | 柴田科学株式会社   | 日本カノマックス株式会社 |
| (1) 光散乱式  | P-5L、P-5L2、P-5L3、P-5H、P-5H2、P-5H3、LD-1H、LD-1L、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、LD-3K2T、PDS-2、PCD-1、LD-2、LD-5D、LD-5、LD-5R、LD-6N、LD-6N2 | 3442         |
| (2) 圧電天秤式 |  | 3521         |

ただし、P-5L、P-5L2、P-5L3、P-5H、P-5H2、P-5H3、PCD-1、LD-1L、LD-1H、LD-1H2、LD-3K については、修理が必要となった場合も、部品入手困難等により修理には応じられませんのでご注意ください。また、LD-2 及び PDS-2 についても、2018 年 4 月 1 日以降、上記と同様に修理不能となりますのでご注意ください。（内蔵充電電池交換を伴う修理は現在も不可）

上記の修理不能機種で修理が必要となった場合は、校正が不可能となりますので予めご了承ください。

なお、上記の修理対応不可の粉じん計のうち、次の型式については、較正に用いる準器の保守管理等の問題から、較正申請の受付は平成 31 年 3 月 1 日までとさせていただきます。このため、それ以降は較正対象外となります。

なお、この受付期限については、その間までに、当協会保有の準器が正常稼働していることが較正申請を承る前提条件のため、当方保有の準器に問題が生じた場合はこの限りではないことをあらかじめ申し添えますとともに、ご了解のほどお願いいたします。

平成 31 年 3 月 1 日受付分までとなる粉じん計

|        |   |
|--------|---|
| 測定原理の別 | 粉じん計のメーカー及び型式                           |
|        | 柴田科学株式会社                                |
| 光散乱式   | P-5L、P-5L2、P-5L3、P-5H、P-5H2、P-5H3、PCD-1 |

(3)較正対象の粉じん計についてのご注意

公益社団法人日本作業環境測定協会は、労働安全衛生法に基づく粉じん障害防止規則第 26 条第 3 項の厚生労働大臣の登録を受けた相対濃度計（粉じん計）の登録較正機関です。

このため、同規則に基づく作業環境特例許可の測定に用いる粉じん計の較正をはじめとする、いわゆる作業環境全般における粉じん濃度の測定に用いる粉じん計（上記(1)及び(2)に掲げた較正対象型式の粉じん計）の較正業務を行っておりますので、較正の目的と上記の当協会における較正対象型式をご確認のうえ、較正申請を行っていただけるようお願いいたします。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境の測定のうち、浮遊粉じんの量の測定に使用する相対濃度計（粉じん計）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 号の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者により、1 年以内ごとに 1 回、較正を受けたもので実施しなければならないこととなっています。

この登録を受けた者は、現在は公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのみのため、当該使用目的で相対濃度計（粉じん計）を使用するのであれば、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターに依頼し、較正を受けていただく事になります。当協会では、当該使用目的で使用する粉じん計の較正は承ることができません。

IV 料 金【消費税率 8 %適用】

(1)粉じん計較正等に係る費用（1 台につき）

|                 | 法人正会員          | その他            |
|-----------------|----------------|----------------|
| 較正料             | 21,600 円（消費税込） | 同左             |
| 整備料（新品の粉じん計を除く） | 10,800 円（消費税込） | 同左             |
| 粉じん計発送手数料       | 1,080 円（消費税込）  | 同左             |
| 諸経費（梱包代等）       | 1,188 円（消費税込）  | 2,160 円（消費税込）  |
| 合計額             | 34,668 円（消費税込） | 35,640 円（消費税込） |

上記のうち、粉じん計発送手数料については、別途ご案内申し上げたとおり当協会の委託業者の送料の改定を受けて、平成 30 年 4 月 2 日受付分より、1,296 円（消費税込）とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

なお、直接窓口取引の場合、発送手数料、諸経費（梱包代等）が変わります。詳しくはお問い合わせください。

(2)トレーサビリティ証明書発行に係る費用（1 台、1 通につき） 16,200 円（消費税込）

(3)較正証再発行手数料（1 台、1 通につき） 2,160 円（消費税込）

## V 申請方法

粉じん計とともに下記の書類を、当協会発行の粉じん計整備手帳ファイル（継続較正申請で、当該ファイルをお持ちの場合）に入れて、（公社）日本作業環境測定協会 精度管理センターへ送付してください（直接持参も可）。

〈必要書類〉

粉じん計整備手帳ファイル（継続較正の申請で、当該ファイルをお持ちの場合で、下記の3点が入ったもの）

- ① 粉じん計較正申請書に必要事項を記入したもの
- ② 粉じん計較正証（新規に申込をする場合は除く）

較正申請時に較正証が紛失又は破損若しくは汚損している場合は、較正申請書の較正証等再発行欄の「要」に○印を記入してください。（再発行については、別料金となります。）

前記の破損又は汚損の場合は当該較正証も添付して下さい。

なお、較正証の再発行のみ身をご希望される場合は、較正証再発行申請書（当センター所定用紙）により再発行を申請していただくこととなりますので、別途お問い合わせください。

- ③ 粉じん計整備手帳（新規に申込をする場合は除く）

（内容：型式・製造番号・所有者名が記載された表紙、粉じん計動作確認手順、整備記録簿 10 枚）

申請は、所有者からに限らず、製造メーカー、販売業者等からの申請も受付しております。

なお、粉じん計申込の際に要する運送費は、申請者の負担とさせていただきます。着払い等で送付された場合は、「IV 料金」以外に運送費を請求させていただきます。

## VI 料金支払い方法

較正終了後、粉じん計とともに請求書を同封しますので、翌月末日までに下記の銀行口座に振込んでください。なお、振込みに係る手数料は、申請者の負担とさせていただきます。請求額に対して、振込手数料を差し引いて振込まれた場合は、別途、差額を請求させていただきます。

振込先 三井住友銀行 東京公務部（店番号 096）

口座番号 普通 No.899725

口座名義人 （公社）日本作業環境測定協会 精度管理センター

フリガナ シヤニホンサキョウカンキョウソクテイキョウカイセイトカンリセンター

## XII 納期について

当センター受付後から3週間（運送にかかる日数、休祝日を含めて。正味 14 日程度）を目途とお考え下さい。ただし、修理を要する場合は、「VIII 修理について」のとおり、さらに日数が掛かる場合があり、実際の納期については、状況に応じて別途ご相談となります。

較正の申請におかれましては、この点を予めご承知おきの上、ある程度の余裕をもってお申込みいただけるようお願いいたします。

## VIII 修理※について

整備・校正の過程で粉じん計を修理しなければならないことが判明した場合には、申請者に修理箇所及び修理見積金額をご連絡いたします。申請者が修理に同意された後、修理をさせていただきます。

このため、お預かりした粉じん計をお返すまでの時間を、通常より多くいただく場合があります。納期については実際の状況に応じて別途ご相談となります。

なお、修理不能機種で修理が必要となった場合は、校正が不可能となりますが、その場合も、それまでにかかった費用を請求させていただきます。また、修理可能機種で修理が必要となった場合で、修理を行わず校正を断念された場合も同様となります。

修理料金については、別途申請者あてに請求書を発行いたしますので、前記VIの方法でお振込みください。

※ 当協会で行う修理とは、原則として、校正の過程で修理(修理に係る部品交換を含む)が必要なことが判明した場合であり、それ以外は、次項「IX 異常申立てについて」に当たる場合と修理を行うことにより再校正も要する場合を除き、単なる修理、部品交換、部品販売は行っておりません。

このため、校正を受けた粉じん計に不具合が生じた場合、まずは当協会にお問い合わせください。そのうえで、単なる修理、部品交換、部品購入で済むと思われる場合は、当該粉じん計取扱いの代理店又はメーカーにお問い合わせいただく事をご案内させていただきます。

## IX 異常申立てについて

粉じん計到着後、直ちに動作確認を実施し、異常の有無を必ず確認してください。

校正後の異常申立ては、原則として粉じん計発送日から2週間以内に限り受け付けます。異常申し立てを行われる場合、お手数ですが、当協会にその旨、ご連絡いただいたうえ、当該粉じん計をお預けください。原則として無償で対応いたしますが、当該異常が申請者の責による場合については、これに掛かる技術料、修理代等を別途請求させていただきます。

※異常申立て期間中の宅配便料金は、当協会にて負担いたしますので、「着払い」にてお送りください。

## X 粉じん計送付・返却方法

### 1. 送付方法

① 粉じん計から皮ケースを取り外し、粉じん計本体のみにしてください。

|   |  |
|---|--|
| P-5 型   | 粉じん計から電池、電池筒及び吸引口アダプターを取り外してください（電池ボックス及び吸引口は、はずさないでください）。 |
| LD-1 型、LD-3K 型<br>(K2、K2T を含む)、<br>LD-5D 型、LD-5 型 | 粉じん計から電池及び電池ケースを取り外し、感度合わせ用ノブを「SENSI. ADJ」に押し込んでください。      |
| LD-2 型  | <u>キャリブレーターHCR-2</u> を必ず送付してください。                          |
| PDS-2 型、LD-6N<br>及び 6N2 型                         | <u>標準散乱板</u> を必ず送付してください。                                  |
| 3521  | 洗浄カセット、 <u>φ4μm インパクトノズル</u> を装着して送付してください。                |

② 粉じん計所有者は、粉じん計整備手帳の発送時確認チェック表欄で粉じん計発送時の状態を確認、記入の後、ファイルに入れて送付してください。当該粉じん計をずい道等又はダイオキシン類、石綿、除染作業等の測定で使用した場合は、「申請書の使用目的の欄」に丸を記入してください。



- ③ 粉じん計の輸送の際の事故やトラブルを未然に防ぐため、次回に粉じん計を発送される際には、粉じん計の本体をエアークッション等で保護し、今回精度管理センターがお送りした専用の段ボール箱に入れ送付してください。
- ④ ③の専用の段ボール箱に入れて宅配便等で送付する場合であっても、保険をかけることをお勧めします。また、新規に粉じん計の較正のお申込みの場合には、箱に精密機器表示をするとともに、保険をかけることをお勧めします。
- ⑤ 容器に粉じん計を入れてのお申込の場合、一つの容器に複数台の粉じん計を入れての送付は控えください。

## 2. 返却方法

当センターで粉じん計を梱包し、申請者あてに「発払い」にて送付します。ただし、あらかじめ「着払い」ご希望の連絡があった場合は、諸経費のみ2,160円（消費税込）を請求いたします。

## XI データの保存について

データロガー機能（データ記憶装置）搭載の粉じん計 LD-1H2、LD-3K、LD-2、PDS-2、LD-5、LD-5D、LD-5R、LD-6N、LD-6N2 及び 3442 については、申請者があらかじめデータを保存して、送付してください。万が一、較正中に蓄積されたデータが消失した場合、直接・間接の損害については、当協会は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

## XII その他

1. 所定の試験に合格し較正を終了した粉じん計については、較正証及び整備手帳を発行（2回目以降は較正日等必要事項の追記）するとともに、粉じん計本体にバックグラウンド値及び感度計数値等を記載した較正シールを貼付します。
2. 較正実施後、メーカー等で較正試験項目に係る修理を行い、バックグラウンド値及び感度計数値が変更された時は、再度較正が必要となります。
3. 較正証を紛失又は破損した場合は、較正証再発行申請書（当センター所定用紙）により再発行を申請してください。

◎不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

厚生労働省登録較正機関  
(登録番号 1) (公社)日本作業環境測定協会

(公社)日本作業環境測定協会 精度管理センター  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目38番地3号 第8高島ビル4階  
TEL 03-5625-4280 FAX 03-5625-4281

---

## 粉じん計較正申請書の記入方法

---

- ・粉じん計申請書の区分「会員、非会員、ディーラー」の欄を○印で記入してください。  
(会員、非会員の区別は日測協の会員か非会員、ディーラーは販売業者)
- ・「①名称」欄は、略称ではなく正式の名称を正確に記入してください。
- ・「③担当者」欄は、連絡を差し上げる場合がありますので、担当部署、氏名を正確に記入してください。
- ・「所有者」の欄は、申請者と所有者が同一の場合は、再度記入する必要はありませんが、「⑫機関登録番号」、「⑬会員番号」の欄は記入してください。  
**※会員番号の記入がない場合は、非会員扱いとして、費用を請求させていただくこともありますので、ご注意ください。**
- ・粉じん計の型式、製造番号、較正証番号は、正確に記入してください。
- ・過去に当協会では較正を受けていない新規申込みの粉じん計の場合は、「較正証番号」欄に記入する必要はありませんが、感度計数値及びバックグラウンド値等が明記されている検査表等の書類を必ず添付してください。
- ・ずい道等建設工事現場の測定及びダイオキシン類の測定、石綿の測定、除染作業等で使用した粉じん計は、使用目的の欄に○印を記入してください。
- ・トレーサビリティ証明書を希望する粉じん計は、トレーサビリティ証明書の欄の「要」に○印を記入してください(トレーサビリティ証明書については、別料金となります)。
- ・較正証をなくされた場合は、較正証等再発行欄の「要」に○印を記入してください。(再発行については、別料金となります。)
- ・申請台数、申請者名を必ず記入し押印してください。**捺印が無い場合は、保留扱いとなりますので、ご注意ください。**
- ・2枚複写の申請書をご使用の場合は、(正)の方を送付ください。(副)の方は、申請者の方が、保存してください。(当協会 WEB サイトから申請書 pdf を印刷して用いた場合、原紙の複写は、必要に応じて申請者においてお願いいたします。)